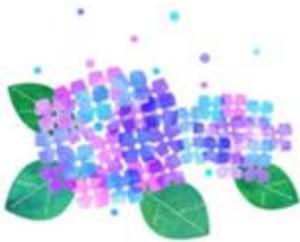


組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2023年5月 VOL. 82

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

少しずつ気温も高くなりましたが、ヒノキの花粉症のシーズンが継続しています。黄砂の影響や夏日もありますので、これからの屋外作業では防塵対策、熱中症対策を十分に行ってください。コロナ感染症は落ち着いてきましたが、ゴールデンウィークの人の往来による感染者数増加も懸念されますので、引き続き大声での会話禁止、密集した場所の回避、うがい、マスク着用、手洗い等の感染症対策を徹底願います。

実施状況報告書について 「未提出の実習実施者、再度ご確認・ご提出」

再々度のご案内となりますが、実習実施者は、**毎年1回（5月31日までに）**、前年の4月1日から当年の3月31日までの技能実習についての「実施状況報告書」（省令様式第10号）を作成し機構に提出しなければなりません。

（報告対象期間は2022年4月1日から2023年3月31日）

原則、報告書は実習実施者自ら記載し、監理団体の確認を受けた後、提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。

ご不明点がありましたら、組合の担当者または事務局までにお問い合わせ頂くようお願いいたします。

※様式は添付、機構のホームページ <https://www.otit.go.jp/> の「様式」からダウンロードもできます。

技能実習制度の見直し（中間報告）

4月10日に開催された第5回有識者会議において出入国在留管理庁から「中間報告書（たたき台）」が提示されました。

- ・ 現行の技能実習制度を廃止し、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設
- ・ 技能実習制度が有する人材育成機能は、新たな制度にも目的として位置付ける
- ・ 新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向
- ・ 主たる技能等について、育成・評価を行う、幅広い業務に従事することが出来る制度とする方向
- ・ 転籍制限は限定的に残しつつも、制度目的に人材確保を位置づけることから、従来より緩和する方向
- ・ 外国人技能実習機構は体制を整備し引き続き、活用
- ・ 日本語能力に関する要件化を含めて来日前の日本語能力の担保方策について検討

※今後、最新情報が入り次第、ご連絡させていただきます。

人権尊重の取組の更なる促進について（周知）

令和5年4月3日に開催されたビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、公共調達における人権配慮に関する政府の方針について決定が行われ、入札説明書や契約書等において、「入札希望者/契約者は人権デューディリジェンス（企業のサプライチェーン上の人権侵害リスクを特定し、防止・軽減する試み）ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むように努める」旨の記載の導入を進めることとなりました。

実習実施者・監理団体についても技能実習生を含めた人権尊重の取組を進める様求められておりますので、人権尊重の取組みの更なる促進をお願い致します。

※詳細は添付資料にてご確認ください。

建設業における技能実習制度の適正な運営の推進（要請）

団体監理型技能実習が行われている建設現場においては、安全確保等を理由として、機構による検査や監理団体による監査の際に作業現場への入構が拒否される事例が相当程度見られる状況になっています。

建設業元請事業者は建設業における外国人技能実習制度の運営を図るため、機構等による検査及び監理団体による監査のための作業現場への入構等について協力が求められております。

＜機構等の検査や監理団体の監査に際して協力いただきたい事項＞

- 1) 技能実習生の作業状況の確認
- 2) ヒアリングや書面調査を行う場所の確保
- 3) 現場代理人等へのヒアリング

＜元請事業者に留意いただきたい事項＞

- 1) 技能実習指導員等による技能実習生への指導状況
- 2) 実習実施者の名称や技能実習生の氏名に相違が無いか
- 3) 技能実習生等への人権侵害行為が発生していないか

緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

080-4467-1738(高橋) 070-3667-8667(杉戸) 090-2323-7188(王)

※実施状況報告 受理番号	
-----------------	--

実施状況報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体 協同組合アキュアミューレーション
代表理事 高橋 満千子

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1 報告対象期間		2022 年4月1日 ~ 2023 年3月31日				
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号 <small>（ふりがな）</small>					
	②氏名又は名称					
	③住所	〒 - - <small>（電話 - - ）</small>				
	④業種	大分類（ 、 ） 小分類（ 、 ）				
	⑤職種（最も多く受け入れているもの）	コード番号（ ） 職種名（ ）				
3 報告対象技能実習生数 <small>（上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。）</small>		第1号 人、第2号 人、第3号 人				
4 技能検定等受検状況 <small>（上記3の技能実習生に限る。）</small>	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数	
	①基礎級程度 <small>（第1号修了者）</small>	実技	人	人	人	
		学科	人	人	人	
	②3級程度 <small>（第2号修了者）</small>	実技	人	人	人	
		学科	人	人	人	
	③2級程度 <small>（第3号修了者）</small>	実技	人	人	人	
		学科	人	人	人	
5 労働条件等			第1号技能実習生 <small>（入国後講習中の者を除く。）</small>	第2号技能実習生	第3号技能実習生	
	(1) 実労働日数		平均 日/月	平均 日/月	平均 日/月	
	(2) 所定内実労働時間数 <small>（実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。）</small>		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月	
	(3) 超過実労働時間数 <small>（早出、残業、休日労働等）</small>		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月	
	(4) きまって支給する現金給与額 <small>（超過労働給与額を含む。）</small>		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月	
		①うち超過労働給与額 <small>（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）</small>		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
		②うち通勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
③うち精皆勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月		
④うち家族手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月		
(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額		平均 円	平均 円	平均 円		

(6) 控除額							
	①食費	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	③税・社会保険料	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	④その他	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
(7) 昇給率	①第2号移行時			平均	%		
	②第3号移行時					平均	%
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)		(うち行方不明者数、割合)				人	%
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無				人数	人		
				登録の有無	有・無		
8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況	取組概要						
	①日本語学習支援						
	②地域社会との交流の機会提供						
	③日本文化を学ぶ機会の提供						
9 備考							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は3月31日時点での区分（第1号から第3号まで）に応じた人数を記載すること。
- 5欄の（1）～（6）は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の（4）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5欄の（7）は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

令和5年4月13日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁
厚生労働省
外国人技能実習機構

人権尊重の取組の更なる促進について(周知)

人権デュー・ディリジェンス^(注1)の分野では、昨年10月にお知らせしたとおり、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議により、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月)(以下、「人権 DD ガイドライン」)^(注2)が策定されるなど、企業に人権尊重を求める動きが加速しています。

今般、本年4月3日開催の同会議において、公共調達における人権配慮に関する政府の方針について決定が行われ、入札説明書や契約書等において、「入札希望者／契約者は人権 DD ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を進めることとなりました^(注3)。本件については、官房長官記者会見^(注4)においても言及され、経済主体の一つである政府自身としても、率先垂範して人権尊重の取組を進めていくこととしています。

実習実施者・監理団体の皆様におかれましては、このような動きを踏まえつつ、人権 DD ガイドラインを活用しながら、技能実習生を含めた人権尊重の取組を進めていただきますようお願いいたします。

(注1) 人権デュー・ディリジェンスとは企業のサプライチェーン上の人権侵害リスクを特定し、防止・軽減する試み。

(注2) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料(令和5年4月経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>

(注3) 公共調達における人権配慮について(令和5年4月3日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryou4.pdf

(注4) 内閣官房長官記者会見(令和5年4月4日(火)午前)

https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202304/4_a.html